

# 答申書（案）

平成28年1月18日

京都市長 門川 大作 様

京都市環境影響評価審査会  
会長 笠原 三紀夫

平成27年12月1日付け環環管第40号をもって諮問のありました「京都市立芸術大学移転整備に係る配慮書案について」、慎重に検討を行った結果、下記のとおり答申します。

## 記

### 1 全般的事項

事業の実施に伴い重大な影響を受けるおそれのある環境要素が、適切に選定されている。

### 2 水質

事業活動に伴い発生する有害物質を含む排水については、公共下水道に影響を与えるおそれがあることから、排水処理方法の検討に当たっては十分留意すること。

### 3 生態系

計画地は、元崇仁小学校に設けられているビオトープなど、貴重な生態系を有する場所であるため、事業の実施に当たっては、動物・植物の生息・生育を把握し、事業実施後もそれらの自然が維持・継承されるよう努めること。

### 4 景観

計画地は、鴨川沿いの桜に代表されるように、地域に馴染み深く親しまれる景観を形成していることから、事業実施後もそれらが損なわれることのないよう、配慮書案に記載のとおり、岸辺の景観や眺望景観等に十分配慮した計画とすること。

## 答申書（案）

平成28年1月18日

京都市長 門川 大作 様

京都市環境影響評価審査会  
会長 笠原 三紀夫

平成27年12月1日付け環環管第41号をもって諮問のありました「醒泉・淳風統合小学校施設整備事業に係る配慮書案について」、慎重に検討を行った結果、下記のとおり答申します。

記

### 1 全般的事項

- (1) 事業の実施に伴い重大な影響を受けるおそれのある環境要素の選定及び各環境要素についての配慮が、適切に成されている。
- (2) 配慮書案の環境配慮方針及び内容に基づき事業を実施すること。